

申告相談

平成20年分所得税の確定申告、平成21年度分町県民税・国民健康保険税の申告相談は

2月9日から3月16日まで

■ 昨年と比べて変わったところ

- ・ 「省エネ改修工事等」を行った場合、住宅借入金等特別控除、または住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例が適用されることになりました。
- ・ 個人住民税における寄附金税制が大幅に拡充されました。
(改正内容)
 - ・ 対象寄附金に地方公共団体への寄付（ふるさと納税）が追加されました

- ・ 控除方式が所得控除方式から税額控除方式になりました
- ・ 控除対象限度額が総所得金額等の25%から30%になりました
- ・ 適用下限額が10万円から5千円になりました

お問い合わせ先

税務課（法勝寺庁舎）

TEL 66-4802、FAX 66-4426

■ 申告相談日程表

受付時間…午前／午前9時～11時30分、午後／午後1時30分～4時

会場…役場天萬庁舎（2階会議室）、役場法勝寺庁舎（2階大会議室）

月 日	申告会場	対象集落など
2月 9日（月）	法勝寺庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告、住民税のみの申告
10日（火）	天萬庁舎	給与・報酬・年金所得者の還付申告、住民税のみの申告
12日（木）	天萬庁舎	青色申告者（決算書ができていない人）
13日（金）	天萬庁舎	青色申告者（決算書ができていない人）
14日（土）	天萬庁舎	青色申告者（決算書ができていない人）
16日（月）	天萬庁舎	円山、福里、寺内、田住
17日（火）	天萬庁舎	天萬1～8番組
18日（水）	天萬庁舎	宮前一、宮前二、諸木、西原
19日（木）	天萬庁舎	高姫、井上、御内谷、金田、三崎
20日（金）	天萬庁舎	市山、縄平、朝金、上野、池野、鶴田、荻名、浅井
21日（土）	天萬・法勝寺庁舎	予備日
23日（月）	法勝寺庁舎	東町、西町
24日（火）	法勝寺庁舎	境、柏尾
25日（水）	法勝寺庁舎	坂根、谷川、四季、清水川、フォレストタウン
26日（木）	法勝寺庁舎	下阿賀、上阿賀
27日（金）	法勝寺庁舎	下鴨部、上鴨部、福頼、掛相、馬佐良、今長、江原
3月 1日（日）	天萬・法勝寺庁舎	予備日
2日（月）	法勝寺庁舎	八金、金ヶ崎、二楸、常清、金山
3日（火）	法勝寺庁舎	賀祥、駢牛、早田、赤谷、大河内、笹畑、大木屋
4日（水）	法勝寺庁舎	能竹、入蔵、北方、小原、大田園ハイツ、ルーラルタウン
5日（木）	法勝寺庁舎	原、猪小路
6日（金）	法勝寺庁舎	長田、西、鍋倉、与一谷、口絹屋、奥絹屋
9日（月）	法勝寺庁舎	倭、倭2区、いずみ、三本木中、三本木下
10月（火）	法勝寺庁舎	馬場、徳長、武信、道河内、伐株
11日（水）	法勝寺庁舎	法勝寺1～8区
12日（木）	法勝寺庁舎	城山、戸構、戸構団地、菅田団地、落合下、落合上、落合団地
13日（金）	法勝寺庁舎	予備日
16日（月）	法勝寺庁舎	予備日（確定申告最終日）

※ 国民健康保険税世帯の方は、必ず申告をしてください

※ 割当日以外は混雑しますので、できる限り割当日にお出かけください

■ 申告が必要な人

- ① 事業所得（自営業・農業）、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得または雑所得（年金等）のある方
- ② 給与を受けている方で、事業所得がある場合
- ③ 給与を受けている方で年末調整を受けていなかった場合や、医療費控除を受ける場合

■ 申告が不要な人

- ① 給与所得のみで、年末調整を受けられた方（住宅借入金等特別控除で住民税の申告が必要な方は除く。）
- ② 所得税の確定申告書を提出、または提出予定の方

■ 申告に必要なもの

- ① 確定申告書（税務署から送付されている方のみ）
- ② 印鑑および預金通帳
- ③ 給与所得、年金等の源泉徴収票（給与、公的年金・個人年金等受給者）
- ④ 雇い主の発行した賃金支払明細書（日雇、パート等賃金雇用労働者）
- ⑤ 国民年金保険料等の納付済証明書
- ⑥ 生命保険料、個人年金保険料の支払証明書
- ⑦ 地震保険料の支払証明書（地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険）
- ⑧ 医療費の領収書（高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方）
- ⑨ 寄付金の領収書（地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、政党等）
- ⑩ 不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、その他手数料等のわかるもの
- ⑪ その他営業等は収入、支出のわかるもの

- ⑫ 農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる事前に準備をしたもの（営農貯金明細表、農業に要した雇い人費・支払った小作料の領収書、農機・トラック等購入の領収書、車検費用の明細書および領収書）
- ⑬ 住宅借入金等特別控除（平成20年分新規）を受ける方は、源泉徴収票、住民票の写し、登記簿謄本、契約書、年末の借入残高の証明書、増改築等工事証明書など
- ⑭ 住宅借入金等特別控除（平成11年分～18年分）を所得税から引ききれなかった方は、申告により住民税が減額されます。（給与所得で年末調整済みの方は源泉徴収票、確定申告の方は税務署の証明書・年末の借入残高の証明書）

■ 注意事項

- ・ 期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。
- ・ 収入がない方でも申告が必要な場合があります。（国民健康保険税の減免・軽減を受ける方。所得証明が必要な方など）
- ・ 期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができません。3月16日まで必ず会場にお出かけください。
- ・ 還付を受けるための申告は、1月から提出できます。税務署へ直接郵送することもできます。役場では、2月9日（法勝寺庁舎）、10日（天萬庁舎）に相談をお受けします。
- ・ 申告をされていない方で、収入や所得が（特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など）判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。